

65歳以上の皆さん 介護保険料が変わります

介護保険は、国や道、市町村が負担する公費と、皆さんが納める介護保険料を財源として運営しています。介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らせるように、介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んで決定しています。今年度から、保険料基準額は5万5080円（月額4590円）となり、所得段階別に下表のとおりとなりました。



段階	対象者	算定基準	年間保険料
1	○老齢福祉年金の受給者で、世帯の全員が住民税非課税の方 ○生活保護の受給者	基準額×0.5	27,540円
2	本人と世帯の全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5	27,540円
3	本人と世帯の全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.625	34,425円
4	本人と世帯の全員が住民税非課税で、第2段階と第3段階以外の方	基準額×0.75	41,310円
5	本人が住民税非課税（世帯の中に課税されている方がいる）で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.83	45,716円
6	本人が住民税非課税（世帯の中に課税されている方がいる）で、第5段階以外の方	基準額	55,080円
7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.16	63,892円
8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額×1.25	68,850円
9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円未満の方	基準額×1.5	82,620円
10	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.75	96,390円

保険料の上昇抑制策

高齢者人口や介護サービス利用者数が年々増加しているため、計算上は介護保険料基準額を5万9136円（月額4928円）にしなければ、収支のバランスを取ることができません。皆さんの保険料負担を少しでも軽減するために、介護保険事業基金（貯金）を取り崩すなどにより、保険料基準額を5万5080円（月額4590円）に抑えています。

介護保険料が未納だと・・・

介護保険料の納め忘れがあると、介護サービスを受けようとするときに制限を受けてしまいます。制限を受けられないように、必ず納期限内に納めてください。

所得の申告をお忘れなく

所得が未申告だと正しい介護保険料の算定ができません。未申告の方は、役場住民課税グループで所得の申告をしてください。

問合せ 空知中部広域連合事務局介護保険係
☎66・2152

ホームヘルパー2級養成研修

日程 9月11日(火)～12月11日(火)のうち13日間
場所 広域介護予防支援センター（奈井江町）
定員 35人
申込方法 受講申込書（ゆめりあで配布）を郵送かFAX送信してください。

募集期間 7月20日(金)～

9月5日(火)

受講料 6万円

申込・問合せ

空知中部広域連合事務局総務企画係
☎66・2152